

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) について

1 目的

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している中で、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を支給します。

なお、この給付金は、令和4年度に実施した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）と同様の内容となっています。

2 概要

(1) 対象者 次のいずれかに該当する人

ア 「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱」に基づいて令和4年度に支給した給付金の「支給対象者」である者

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ② 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当又は特別児童扶養手当の新規受給者（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く）であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- ③ ①及び②以外の対象児童の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

※対象児童は、平成16年4月2日（障がい児については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童

イ ア以外の対象児童の養育者であって、令和5年度分の住民税均等割が非課税である者、又は食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

※対象児童は、平成17年4月2日（障がい児については、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までの間に出生した児童

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(3) 予算額

事業費 22,500千円 (対象見込児童数 450人)

事務費 2,500千円

(4) スケジュール (予定)

対象者アについては、申請は不要 (プッシュ型) とし、支給は、5月下旬とします。

対象者イについては、申請の受付期間を令和5年6月1日から令和6年2月29日までとし、審査後、申請日の月末又は翌月末に支給します。

【参考】

令和3年度実績

件数 (世帯)	支給対象児童数	支給金額
237件	419人	20,950千円

令和4年度実績

件数 (世帯)	支給対象児童数	支給金額
207件	382人	19,100千円